

令和3年3月1日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	令和2年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について……………	1
II	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について……………	11
III	神奈川県環境基本計画の中間点検について……………	13
IV	神奈川県環境基本計画の見直しについて……………	20
V	神奈川県地球温暖化対策計画の見直しについて……………	23
VI	鳥獣被害対策の取組について……………	28
VII	第4期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」素案について……………	35

I 令和2年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について

環境農政局では、所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の採択や実施、完了から一定の期間が経過した公共事業について、神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づき、再評価及び事後評価を実施している。

令和2年11月18日付けで神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「公共事業評価委員会」という。）から提出された意見を受けて、令和2年度の県の対応方針を決定したので、その概要を報告する。

1 評価の概要

(1) 再評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業の進捗状況やコスト削減の可能性等の視点から事業継続の可否の評価を行い、事業の継続に当たっては、必要に応じ事業の見直しを行う。また、事業の継続が適当と認められない場合には、事業の休止又は中止をする。

ア 事業採択後、5年を経過した年度において継続中の国庫補助事業

イ 事業実施後、5年を経過した年度において継続中の県単独事業

ウ 再評価実施後、5年を経過した年度において継続中の事業

(2) 事後評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業完了後の事業の効果及び周辺環境への影響等について評価し、効果が認められた事業の事後評価を終了する。併せて、評価結果を今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映させる。

なお、引き続き効果を検証する必要がある事業については、改めて事後評価を実施する。

ア 全体事業費が5億円以上で、完了から5年を経過した事業

イ 過去において再評価を実施した事業で、完了から5年を経過した事業

2 評価の流れ

評価に当たって、県は各評価対象事業の対応方針（案）を作成し、学識経験者等の第三者で構成する公共事業評価委員会に対し意見を求め、その意見を尊重して、県の対応方針を決定するとともに、実施結果を公表する。

3 令和2年度の評価対象事業

令和2年度は、次の事業について評価を実施した。

(1) 再評価

	事業名（箇所名）	県の対応方針（案）
①	広域農道整備事業（小田原湯河原地区）	継続
②	農村振興総合整備事業（諸磯小網代）	継続（期間延長）
③	復旧治山事業（峰ノ沢）	継続

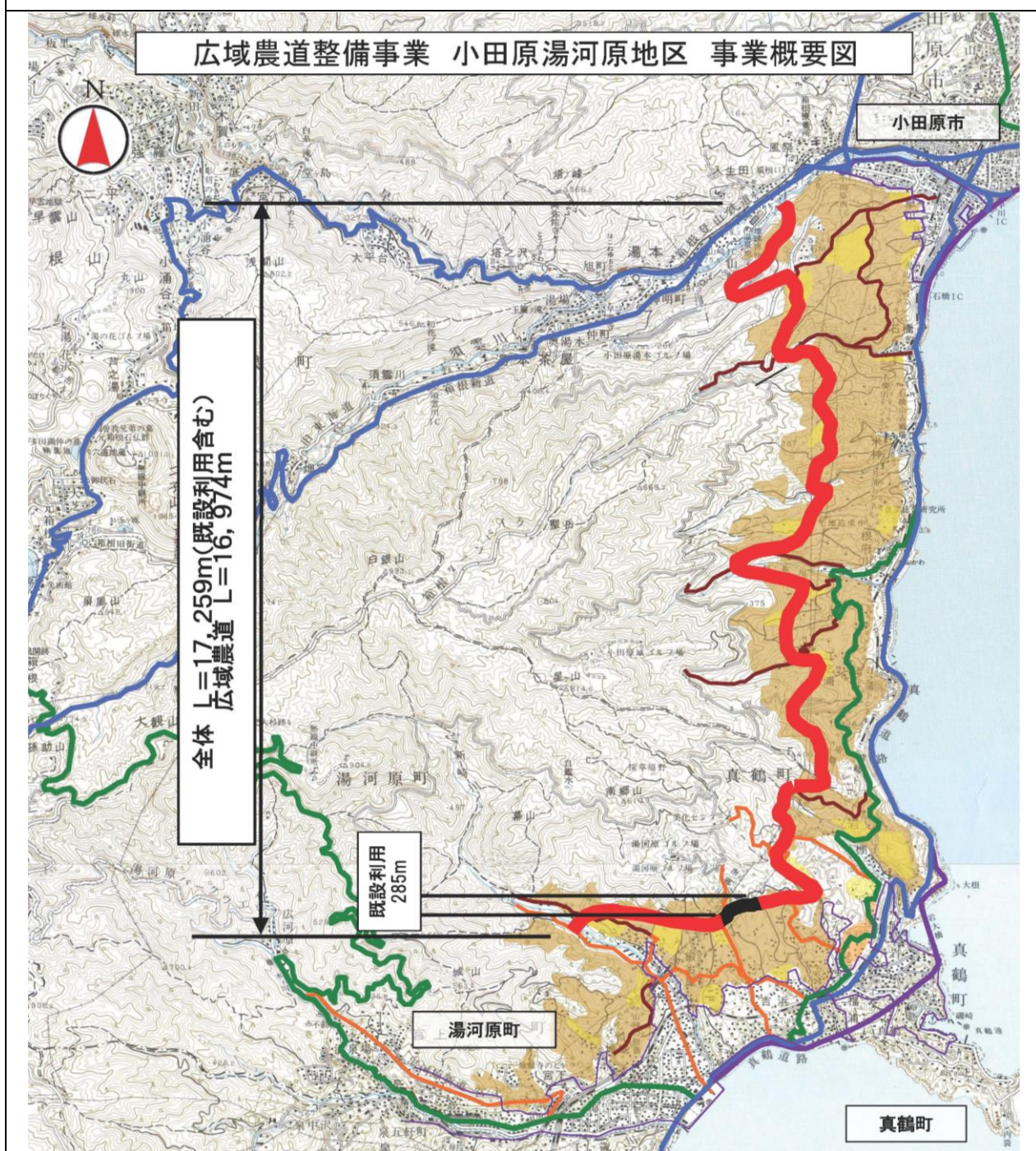
(2) 事後評価

令和2年度評価対象事業なし

4 評価対象事業の概要

<再評価>

① 広域農道整備事業〔小田原湯河原地区（小田原市他）〕



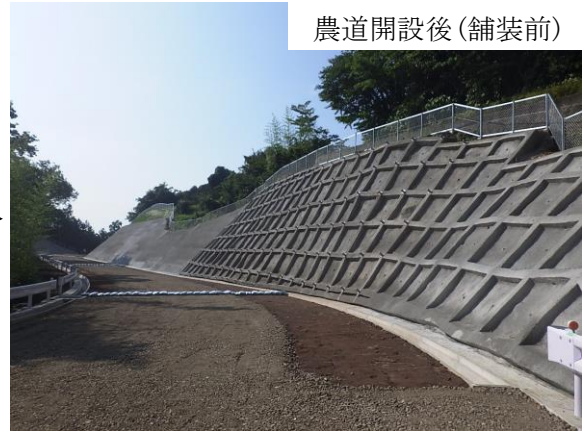
ア 事業目的

県が策定した広域営農団地整備計画で定めた地域（自然的、社会的、経済的諸条件を同じくする広範な農業地域）における幹線農道を整備し、農産物の集出荷作業の省力化、流通の改善及び農村環境の整備を図る。

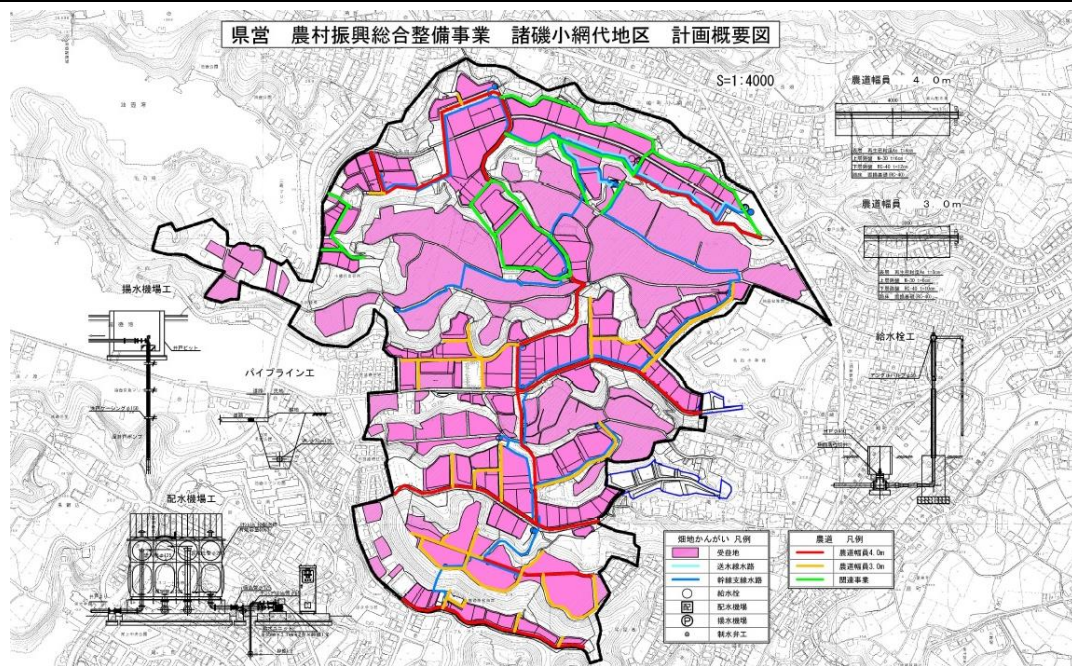
イ 事業箇所 小田原市、真鶴町、湯河原町

ウ 事業概要 農道工 16,974m

エ 事業期間 平成8年度～令和6年度



② 農村振興総合整備事業〔諸磯小網代（三浦市）〕



ア 事業目的

畑地かんがい施設を整備するとともに、農道を舗装することにより、作物の増収及び品質向上を図り、担い手の持続的かつ安定的な農業経営に資する。

イ 事業箇所 三浦市三崎町地内

ウ 事業概要 畑地かんがい施設(パイプライン)4,118m、農道整備 5,036m

エ 事業期間 平成27年度～令和3年度

整備後(かんがい施設・配水機場)



整備後(かんがい施設・給水栓)



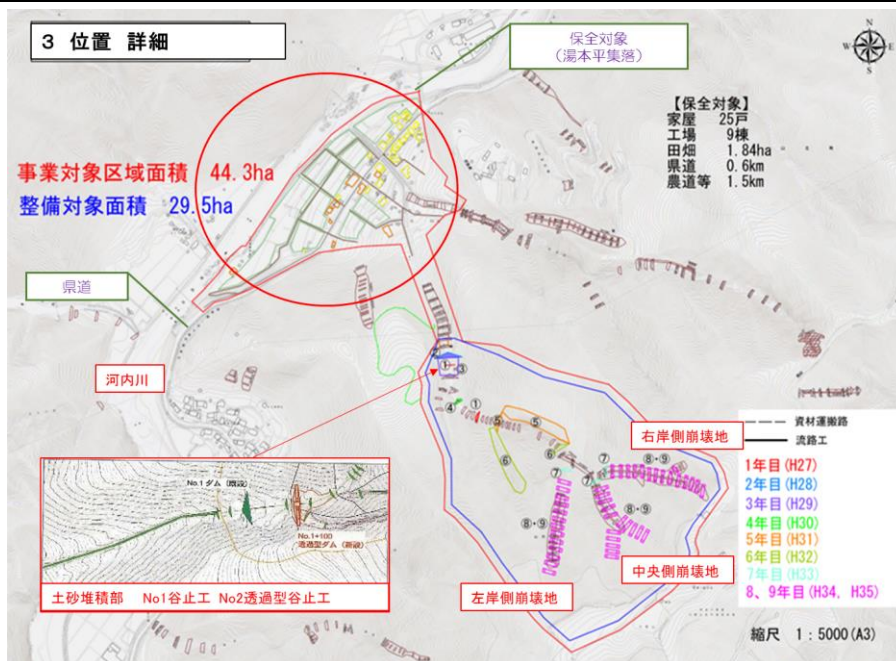
整備前(農道・砂利)



整備後(農道・舗装)



③復旧治山事業〔峰ノ沢（山北町）〕



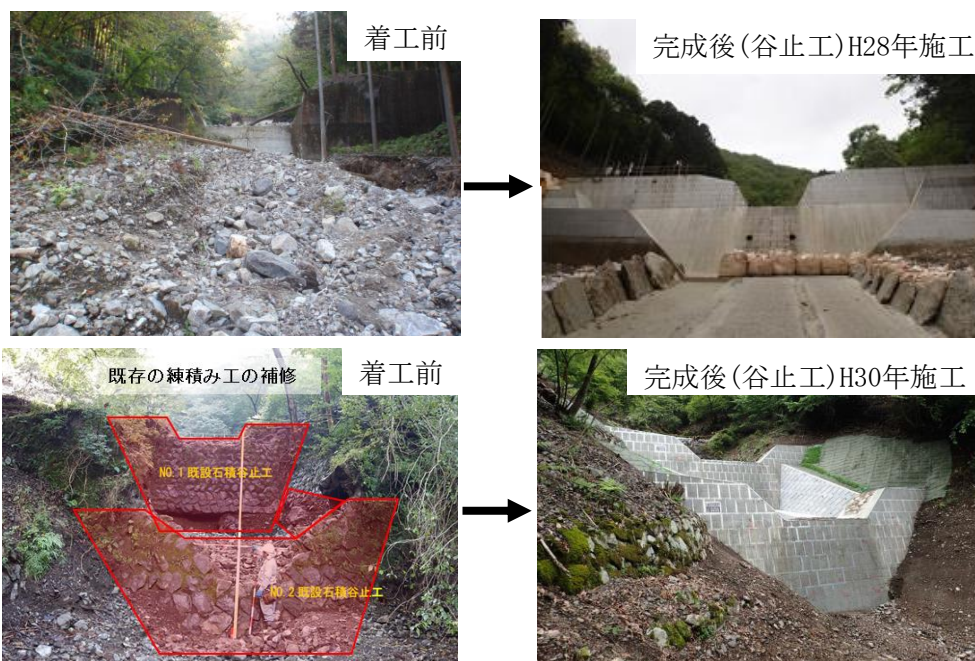
ア 事業目的

森林の崩壊地や荒廃溪流を早期に復旧させ、水源涵養機能や土砂流出防止機能などの、森林の持つ公益的機能を回復させることで、山地災害を防ぎ、地域住民の安全・安心の確保を図る。

イ 事業箇所 足柄上郡山北町山市場地内

ウ 事業概要 谷止工 11基、流路工 30m、高エネルギー吸収柵 1基(24m)、土留工 45基、山腹緑化工 12,000m²、木柵工等 1,500m、管理道 250m

エ 事業期間 平成27年度～令和5年度



5 公共事業評価委員会の意見等

(1) 意見（主文）

「対象公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とする」

(2) 附帯意見及び県の今後の対応

ア 総論的意見

【附帯意見】

農林業は、農産物や林産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、SDGs（持続可能な開発目標）の達成の観点からも、今後ますます重要になる。したがって、環境農政局においては、公共事業を実施するに当たって経費の削減や自然環境保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

なお、地盤が悪いことや入札が不調であることなどの理由により、事業執行に遅れが出ている事例がみられることから、事業期間中であっても弾力的に工法や手続きを見直したり、今後の事業計画の策定時に十分な事前調査を行うなど、適切な対応を図ることを望む。

【附帯意見を受けての県の今後の対応】

公共事業の実施に当たっては、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組む。

また、事業期間中であっても弾力的に工法や手続きを見直すことや、今後の事業計画の策定時に適切な事前調査を行うなどの対応を図る。

イ 各論的意見

<再評価>

①広域農道整備事業〔小田原湯河原地区（小田原市他）〕
【附帯意見】 工法を適宜見直し、コスト縮減を図りつつ、早期の完成に努めること。なお、工事にあたっては生物多様性に配慮すること。
【附帯意見を受けての県の今後の対応】 切土法面の勾配を緩くしコンクリート構造物を減らすなど工法の見直しやコスト縮減を図り、早期の完成に努めるとともに、法面緑化においては在来種の定着を促すなど、生物多様性の配慮に努める。
②農村振興総合整備事業〔諸磯小網代（三浦市）〕
【附帯意見】 公共事業の入札が不調である場合には、入札の条件や手続きを弾力的に見直すなどの対応が望まれる。また、パイプラインの埋設経路を再考するなど、設計の見直しや工法の工夫など適切な対応を図り、事業期間の短縮を図ること。
【附帯意見を受けての県の今後の対応】 建設業界が抱える課題などを聞き取り、応札しやすい時期や規模等を検討するとともに、給水栓の配置やパイプラインの埋設経路について、利用率を考慮し、より合理的かつ経済的な配置となるよう検討するなど、設計の見直しや工法の工夫による事業期間の短縮に努める。
③復旧治山事業〔峰ノ沢（山北町）〕
【附帯意見】 近年の豪雨や台風被害は従来の工事（工法）の想定を超える自然災害が今後も起きうることを示している。したがって、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むこと。
【附帯意見を受けての県の今後の対応】 令和2年度中に峰ノ沢復旧対策検討委員会を開催して、現地状況を踏まえた近年の山地災害を想定した対応策を検討し、生物多様性に配慮しつつ、適切な工種工法により復旧に取り組む。

6 令和2年度の対応方針

公共事業評価委員会から提出された意見を受け、次のとおり県の対応方針を決定した。

(1) 再評価

	事業名（箇所名）	県の対応方針
①	広域農道整備事業（小田原湯河原地区）	継続
②	農村振興総合整備事業（諸磯小網代）	継続（期間延長）
③	復旧治山事業（峰ノ沢）	継続

(2) 事後評価

令和2年度評価対象事業なし

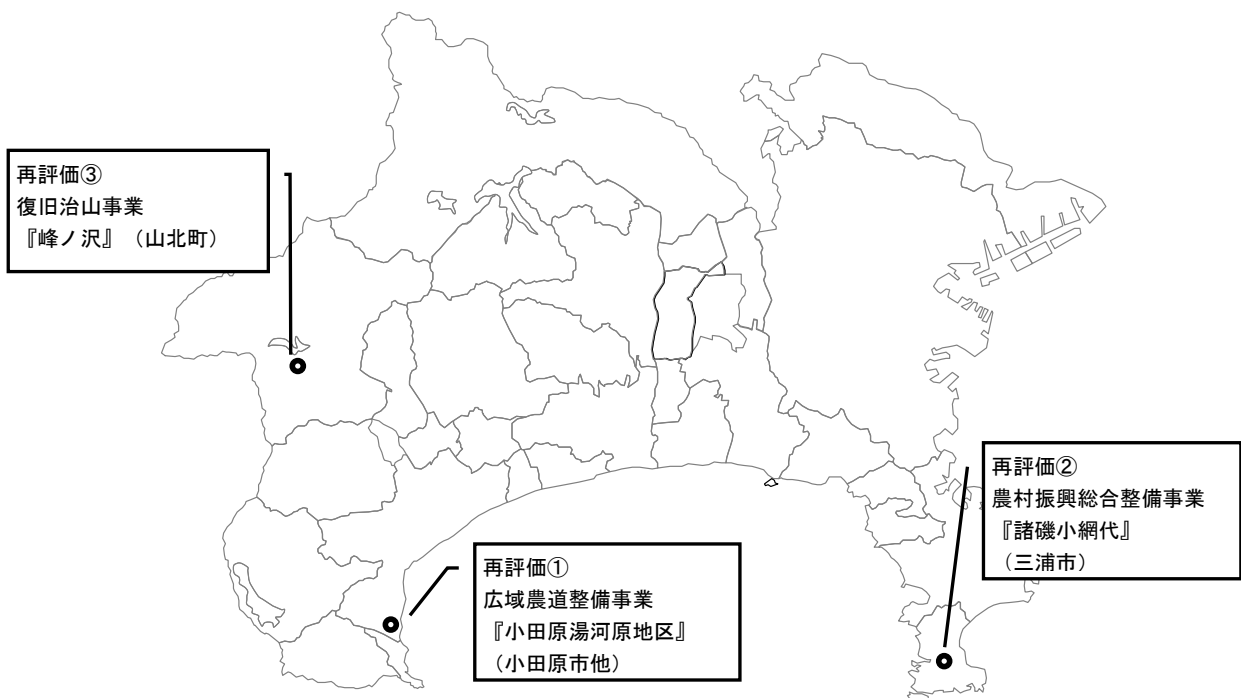
参考

公共事業評価委員会委員名簿

役職	氏名	職業等	分野名
委員長	小池 治	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授	地域社会形成に関する分野
副委員長	佐藤 正幸	弁護士	社会情勢に関する分野
委員	青砥 航次	NPO法人神奈川県自然保護 協会副理事長	環境に関する分野
委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部教授	農林水産業に関する技 術的分野（農業・農村）
委員	山下 東子	大東文化大学 経済学部教授	農林水産業に関する技 術的分野（水産・漁業）
委員	吉岡 拓如	東京大学大学院 農学生命科学研究科准教 授	農林水産業に関する技 術的分野（森林・林業）

(任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで)

評価対象事業位置図



Ⅱ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、一定期間ごとに条例の見直しを行っている。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過するごととしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する次の1条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったことから、その結果を報告する。

1 条例の見直し結果

改正を検討する条例

条例名	見直し結果
神奈川県地球温暖化対策推進条例	国及び県による2050年脱炭素社会の実現の表明や、国の法改正、社会状況の変化等を踏まえ、条例の改正を検討する。

2 見直し結果に基づく措置の予定

今後、改正内容について検討を行い、改正をすることとした場合には、原則として1年以内に議会へ改正案を提出する。

(参考) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県地球温暖化対策推進条例	
条 例 番 号	平成21年神奈川県条例第57号	
所 管 室 課	環境農政局環境部環境計画課	
条 例 の 概 要	事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地球温暖化は喫緊の課題であり、県、事業者、県民、建築主等の各主体が地球温暖化対策に取り組むべき状況に変わりはない。本条例は、地球温暖化対策に関する施策について必要な事項を定めており、引き続き必要な条例である。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	条例に基づき定める地球温暖化対策計画では、県内における温室効果ガスの排出量の削減目標及び温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めており、地球温暖化に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られている。 また、条例に基づく温暖化対策計画書制度により、温室効果ガス排出量の多い一定規模以上の事業者、建築主、開発事業者の自主的な地球温暖化対策が一定程度促進されている。 しかし、国及び県が2050年脱炭素社会の実現を表明したこと、国において地球温暖化対策推進法の見直しが行われていること、また、社会状況が変化していることなどから、これらの状況等を踏まえ、条例の改正を検討していく必要がある。
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	温暖化対策計画書制度の実施に当たり、計画書等の提出を義務付ける対象を、温室効果ガス排出量の多い一定規模以上の事業活動、建築物、開発事業に限定し、効果的・効率的に地球温暖化対策が推進される内容となっている。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	「かながわグランドデザイン」において、条例に基づき定める地球温暖化対策計画は、総合計画における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画に位置づけられ、地球温暖化対策計画に基づき県が取り組む施策の基本方向も総合計画と整合が図られていることから、県政の基本方針に沿ったものとなっている。
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図るためのものであり、憲法、法令に抵触しない。
	その他	
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 国及び県による2050年脱炭素社会の実現の表明や、国の法改正、社会状況の変化等を踏まえ、条例の改正を検討する。

Ⅲ 神奈川県環境基本計画の中間点検について

神奈川県環境基本条例第7条に基づき2016（平成28）年3月に策定した神奈川県環境基本計画（以下「計画」という。）は、県における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

2020（令和2）年度に5年間の施策の実施期間の最終年次を迎えることから、このたび、これまでの施策の進捗状況について点検を行い、環境審議会の検証を経て、その結果について「神奈川県環境基本計画中間点検報告書」として取りまとめたので、概要を報告する。

1 経過

- ・ 令和2年10月開催の神奈川県環境審議会環境基本計画部会で、「中間点検報告書（案）」を審議、了承された。
- ・ 令和2年12月開催の神奈川県環境審議会で、「中間点検報告書（案）」を審議、了承された。

2 施策の進捗状況

県による5年間の施策の進捗状況の点検及びその点検結果を踏まえた神奈川県環境審議会の検証は次のとおり。

なお、重点施策の数値目標の進捗状況は別紙のとおり。

(1) 第1章「基本的な考え方及び施策の方向」

ア 県による点検

- 点検の結果、「基本的な考え方」や「施策の基本的な方向」は引き続き、県が取り組む基本的な内容を示していることから、今後も2025（令和7）年度の「基本目標」の実現に向け、「施策の基本的な方向」に沿った取組を進めていく必要がある。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今後、社会状況等が大きく変化していく可能性があることから、新型コロナウイルス感染症との共存（ウィズコロナ）を見据え、計画の見直し時期や内容等を検討する必要がある。

イ 環境審議会による検証

- 第1章に定める「基本的な考え方及び施策の方向」に沿って、引き続き、施策を推進していくという県の点検結果は妥当である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、今後の社会状況等に及ぼす影響が不透明な状況であることに鑑みると、当面、現行の施策

を継続し、その影響等の見通しが立てられる状況で計画の見直しを検討する必要がある。

(2) 第2章「計画の実現に向けた5年間で取り組む施策」

ア 県による点検

- 点検の結果、地球温暖化や資源循環の分野で進捗の遅れが見られるものの、計画の全体としては、一定の成果が見られた。
- 今後も、計画が掲げる基本目標を達成するために、県民、企業、行政などのあらゆる主体が一丸となって取組を推進していく必要がある。
- 施策を推進するに当たっては、「ウィズコロナ」の考え方を踏まえ、展開していく必要がある。

(参考) 重点施策の進捗状況一覧（県による自己評価）

施策の分野	重点施策	評価
施策の分野1 ア 地球温暖化への対応	事業者による自主的な取組等の促進	遅れています
	再生可能エネルギー等の導入加速化	やや遅れています
	安定した分散型電源の導入拡大	
施策の分野1 イ 資源循環の推進	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	遅れています
	廃棄物の適正処理の推進	遅れています
施策の分野2 ア 自然環境の保全	地域の特性に応じた生物多様性の保全	概ね順調に進んでいます
	自然が持つ水循環機能の保全・再生	概ね順調に進んでいます
施策の分野2 イ 生活環境の保全	微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	順調に進んでいます
	水質保全対策の推進	概ね順調に進んでいます
	化学物質に係る環境保全対策の推進	順調に進んでいます
	農林水産業の振興を通じた環境への配慮	順調に進んでいます
施策の分野3 ア 人材の育成と協働・連携の推進	環境学習・教育の推進	順調に進んでいます
	環境にやさしい暮らしの促進	順調に進んでいます

備考1 評価については、2020年度の目標達成見込みを踏まえた暫定的な評価になる。2020年度実績は、国等の調査結果を待つ必要があることなどから、現在取りまとめ中であり、実績が確定した段階で、改めて評価を見直す。

備考2 評価は、次の分類を基本としている。

「順調に進んでいます」：目標を達成しているもの（見込みを含む。以下同）

「概ね順調に進んでいます」：目標は達成していないが、実績値が基準値の水準を上回っているもの

「やや遅れています」：目標は達成していないが、基準値の水準が維持されているもの

「遅れています」：目標を達成しておらず、実績値が基準値の水準を下回っているもの

イ 環境審議会による検証

- 生活環境や自然環境の分野では、10年後のめざす姿等に近づいている一方、地球温暖化や資源循環の分野においては、重点施策の取組に遅れが見られる中、脱炭素社会の実現や、プラスチックごみ問題といった新たな課題も顕在化している。
- 環境施策を推進する際はSDGsを意識するとともに、進捗が遅れている分野については、取組を一層強化し、新たな課題にも的確に対応しながら、重点的に取組を推進していく必要がある。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月～3月	中間点検報告書について県民意見募集
6月	県民意見募集結果の公表

《参考資料1》

神奈川県環境基本計画中間点検報告書

重点施策の数値目標の進捗状況

施策の分野 1 持続可能な社会の形成

ア 地球温暖化への対応

(ア) 地域からの地球温暖化対策の推進

【重点施策】事業者による自主的な取組等の促進

【設定目標】大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				66%	68%	70%	72%	74%
実績	61.1%	66.7%	61.3%	63.8%	58.1%	52.9%	2021年4月 把握予定	—

(イ) 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進

【重点施策】再生可能エネルギー等の導入加速化、安定した分散型電源の導入拡大

【設定目標】県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%
実績	11.5%	12.4%	13.8%	13.5%	13.3%	15.7%	2020年度末 把握予定	—

イ 資源循環の推進

(ア) 資源の循環的利用の推進

【重点施策】産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

【設定目標】製造業における産業廃棄物の再生利用率

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				46%	47%	48%	49%	50%
実績	45.1%	26.3%	43.4%	37.7%	38.1%	37.4%	2021年3月末 把握予定	—

(イ) 適正処理の推進

【重点施策】 廃棄物の適正処理の推進

【設定目標】 不法投棄等残存量

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少
実績	12.8万t	12.7万t	12.7万t	14.1万t	14.6万t	21.3万t	2020年度中 把握予定	—

施策の分野2 豊かな地域環境の保全

ア 自然環境の保全

(ア) 生物多様性の保全

【重点施策】 地域の特性に応じた生物多様性の保全

【設定目標】 里地里山の保全活動に取り組んだ人数

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			4,800人	4,900人	5,000人	5,100人	5,200人
実績	4,599人	5,365人	4,812人	4,969人	5,089人	5,017人	—

(イ) 水源環境の保全・再生の推進

【重点施策】 自然が持つ水循環機能の保全・再生

【設定目標】 水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			84%	87%	90%	92%	95%
実績	78%	80%	82%	87%	89%	90%	—

イ 生活環境の保全

(ア) 大気環境保全対策の推進

【重点施策】 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

【設定目標】 PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	15.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	13.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	11.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	11.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	10.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—

(イ) 水環境保全対策の推進

【重点施策】 水質保全対策の推進

【設定目標】 東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績								
COD (t/日)	23	22	22	22	22	22	2021年3月 把握予定	
窒素 (t/日)	27	26	26	26	26	26		
りん (t/日)	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	2.0		

(ウ) 化学物質対策の推進

【重点施策】 化学物質に係る環境保全対策の推進

【設定目標】 化学物質の環境への届出排出量

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	5,773t	5,542t	5,552t	5,457t	5,379t	5,363t	2021年4月 把握予定	

(エ) 環境に配慮した農林水産業の推進

【重点施策】農林水産業の振興を通じた環境への配慮

【設定目標】新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの
累計人数

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			15人	30人	45人	60人	75人
実績	13人	23人	19人	48人	59人	82人	—

注) 2014～2016年度は単年度実績

2017年度以降は2016年度からの累計実績

施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携

ア 人材の育成と協働・連携の推進

(ア) 環境学習・教育の推進と基盤づくり

【重点施策】環境学習・教育の推進

【設定目標】NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の
累計受講者数

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			6,000人	12,000人	18,000人	24,000人	30,000人
実績	5,174人	6,858人	8,066人	15,814人	24,000人	31,416人	—

注) 2014～2016年度は単年度実績

2017年度以降は2016年度からの累計実績

(イ) 環境にやさしい活動の推進

【重点施策】環境にやさしい暮らしの促進

【設定目標】マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(個人累計)

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			17万人	19万人	21万人	23万人	25万人
実績	123,940人	140,505人	173,979人	193,994人	306,099人	334,665人	—

IV 神奈川県環境基本計画の見直しについて

神奈川県環境基本計画（以下「計画」という。）は、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までの10年間の計画期間であり、今年度は、5年間で取り組む施策の実施期間の最終年次を迎え、次の5年間の施策の見直し時期である。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、当面施策の見直しは行わず、現行の施策を継続することとしたので、見直しの考え方及び当面の対応について報告する。

1 見直しの考え方

当初、今年度は5年間の施策の実施期間の最終年次を迎えることから、計画の見直しを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による社会状況等の変化を踏まえ、次のとおり見直しに係る考え方を整理した。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

- 現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会ニーズの多様化や課題の顕在化・深刻化が明確に表れており、今後は、「新しい生活様式」の定着等により、さらに社会状況等が大きく変化していく可能性がある。
- 環境問題はこうした社会状況等の変化とも密接に関連しているが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束後の見通しが立てられる状況ではない。
- こうした状況を踏まえると、現段階で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策や全体の見直しを行うことは困難である。

(2) 見直しについて

- 計画の見直しに当たっては、「新しい生活様式」など新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた、新たな社会状況等を前提とした検討が必要であることから、2020（令和2）年度に予定していた施策の見直しは行わず、当面、現行の施策を継続する。
- 計画は、総合計画を補完する個別計画であることから、今後、新型コロナウイルス感染症がある程度収束し、先の見通しが立った段階で、総合計画の見直しと整合を図りながら、見直し作業を開始することとし、2023（令和5）年度に改定予定。
- 計画を見直す際は、新たな社会状況等を踏まえ、施策のみならず、計画の基本的な考え方及び施策の方向も含め、2025（令和7）年度までの計画期間を待たずに全面的な見直しを検討する。

2 当面の対応

- 現行計画では、重点施策の数値目標の設定期間が 2020（令和 2）年度で終了することから、計画見直しまでの暫定対応として、暫定の目標値を別紙のとおり設定する。
- 目標値の設定期間は、2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度までの 3 年間とする。
- 目標値設定の考え方は、現時点では、新型コロナウイルス感染症が数値目標の進捗状況にどのような影響を及ぼすか不透明であり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた目標値を設定することは困難であることから、次のとおりとする。

<目標値設定の考え方>

- ① 原則、2020（令和 2）年度の目標値を据え置く。なお、既に 2020 年度の目標を達成している場合は、その目標値設定の考え方を継続する。
- ② 総合計画や個別計画において、数値目標を設定している場合は、当該計画の目標等を考慮の上、目標値を設定する。

別紙

2021（令和3）年度以降の重点施策の数値目標

施策の分野	重点施策の数値目標		目標値（暫定）			目標値設定の考え方	
			単位	2021年度	2022年度		2023年度
施策の分野 1 ア 地球温暖化への対応	大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合		%	74	74	74	①に該当 ※総合計画の数値目標を考慮
	県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合		%	25以上	25以上	25以上	②に該当
施策の分野 1 イ 資源循環の推進	製造業における産業廃棄物の再生利用率		%	50	50	50	①に該当
	不法投棄等残存量		万 t	前年度より減少			①に該当
施策の分野 2 ア 自然環境の保全	里地里山の保全活動に取り組んだ人数		人	5,200	5,200	5,200	①に該当
	水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合		%	95	95	95	①に該当
施策の分野 2 イ 生活環境の保全	PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値		$\mu\text{g}/\text{m}^3$	前年度より削減			①に該当
	東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量	COD	t / 日	前年度より削減			①に該当
		窒素					
		りん					
化学物質の環境への届出排出量		t	前年度より削減			①に該当	
新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数		人	90	105	120	②に該当 ※かながわ農業活性化指針の数値目標を考慮	
施策の分野 3 ア 人材の育成と協働・連携の推進	NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数		人	36,000	42,000	48,000	①に該当
	マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(個人累計)		人	36.5万	39.4万	42.4万	②に該当 ※総合計画の数値目標を考慮

<目標値設定の考え方>

- ① 原則、2020（令和2）年度の目標値を据え置く。なお、既に2020年度の目標を達成している場合は、その目標値設定の考え方を継続する。
- ② 総合計画や個別計画において、数値目標を設定している場合は、当該計画の目標等を考慮の上、目標値を設定する。

V 神奈川県地球温暖化対策計画の見直しについて

神奈川県地球温暖化対策推進条例第7条に基づき、2010（平成22）年に策定、2016（平成28）年10月に改定した神奈川県地球温暖化対策計画（以下「計画」という。）は、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

本県が表明した「2050年脱炭素社会の実現」等を踏まえ、計画を見直すこととしたので報告する。

1 見直しの背景等

(1) 計画の内容

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

計画期間：2016（平成28）年度～2030（令和12）年度

目標：2030（令和12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013（平成25）年度比で27%削減

施策体系：別紙1のとおり

- 目標及び施策は、国の削減目標（2030年度に2013年度比26%削減）を踏まえたものであり、国の削減目標の見直しや社会状況の変化などを踏まえ、本計画の目標や施策を見直すこととしている。

(2) 国の動向

- 国は、令和2年10月の菅首相の所信表明演説において、「グリーン社会の実現に向け、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言した。
- また、令和3年1月の施政方針演説において、令和3年11月開催予定の「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」までに、意欲的な2030年目標を表明することとした。さらに、「2050年脱炭素社会の実現」の法制化を進めている。

(3) 社会状況の変化

- 2050年脱炭素社会の実現は世界の潮流となっており、既に120を超える国や地域がこれを表明するとともに、国内においても200を超える自治体がゼロカーボンシティを表明するなど、パリ協定の下、脱炭素化を目指す動きは加速化している。

2 見直しの基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、構成は現行計画を基本とし、目標及び施策を中心とした見直しとする。

(1) 計画期間

現行計画と同様の計画期間（中期目標は2030年度、長期目標は2050年）を基本とするが、国の動向を踏まえて検討する。

(2) 目標の見直し

国の中期目標の見直しが行われる見込みであり、この動きを踏まえ、本県の目標（2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で27%削減）についても見直す。また、長期目標についても、本県が表明した「2050年脱炭素社会の実現」を踏まえた見直しを行う。

(3) 施策等の見直し

前回計画改定（平成28年10月）後の国の取組や社会経済環境の動向、再生可能エネルギーや省エネルギー等の技術の進歩のほか、SDGsやグリーンリカバリーといった考え等も踏まえて、県として推進すべき施策を追加する。

また、気候変動適応センターの設置など、適応策に関する新たな取組等を踏まえた見直しを行う。

さらに、「2050年脱炭素社会の実現」に向けて、県と（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）は、家庭生活を中心とした脱炭素社会の将来像の共同研究を進めており、その成果を「脱炭素ビジョン」として取りまとめ、将来像や方策等を計画に反映する。

(4) 当面の対応

○ 現行計画では、重点施策の目標の設定期間が2020（令和2）年度で終了することから、計画見直しまでの暫定対応として、「暫定目標」を別紙2のとおり設定する。

○ 「暫定目標」の設定期間は、国の計画改定のスケジュール等が不透明のため、2022（令和4）年度までの2年間とする。

○ 「暫定目標」の設定の考え方は、現時点では、新型コロナウイルス感染症が、数値目標の進捗状況にどのような影響を及ぼすか不透明であり、同感染症の影響を踏まえた目標値を設定することは困難であることから、次のとおりとする。

① 原則、2020（令和2）年度の目標を据え置く。なお、既に2020年度の目標を達成している場合は、その目標値設定の考え方を継続する。

② 総合計画や個別計画において、数値目標を設定している場合は、

当該計画の目標等を考慮の上、「暫定目標」を設定する。

3 検討体制

(1) 学識経験者等による審議

神奈川県環境審議会（以下「環境審議会」という。）及び神奈川県環境審議会環境基本計画部会において審議する。

(2) 庁内における検討

副知事及び各局長等で構成する「環境基本計画推進会議」、各局企画調整担当課長等で構成する「環境基本計画推進会議幹事会」等において検討する。

(3) その他

必要に応じて有識者や関係団体等へのヒアリング等を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年6月 環境農政常任委員会へ骨子案を報告

9月 環境農政常任委員会へ素案を報告

10月 素案について県民意見募集

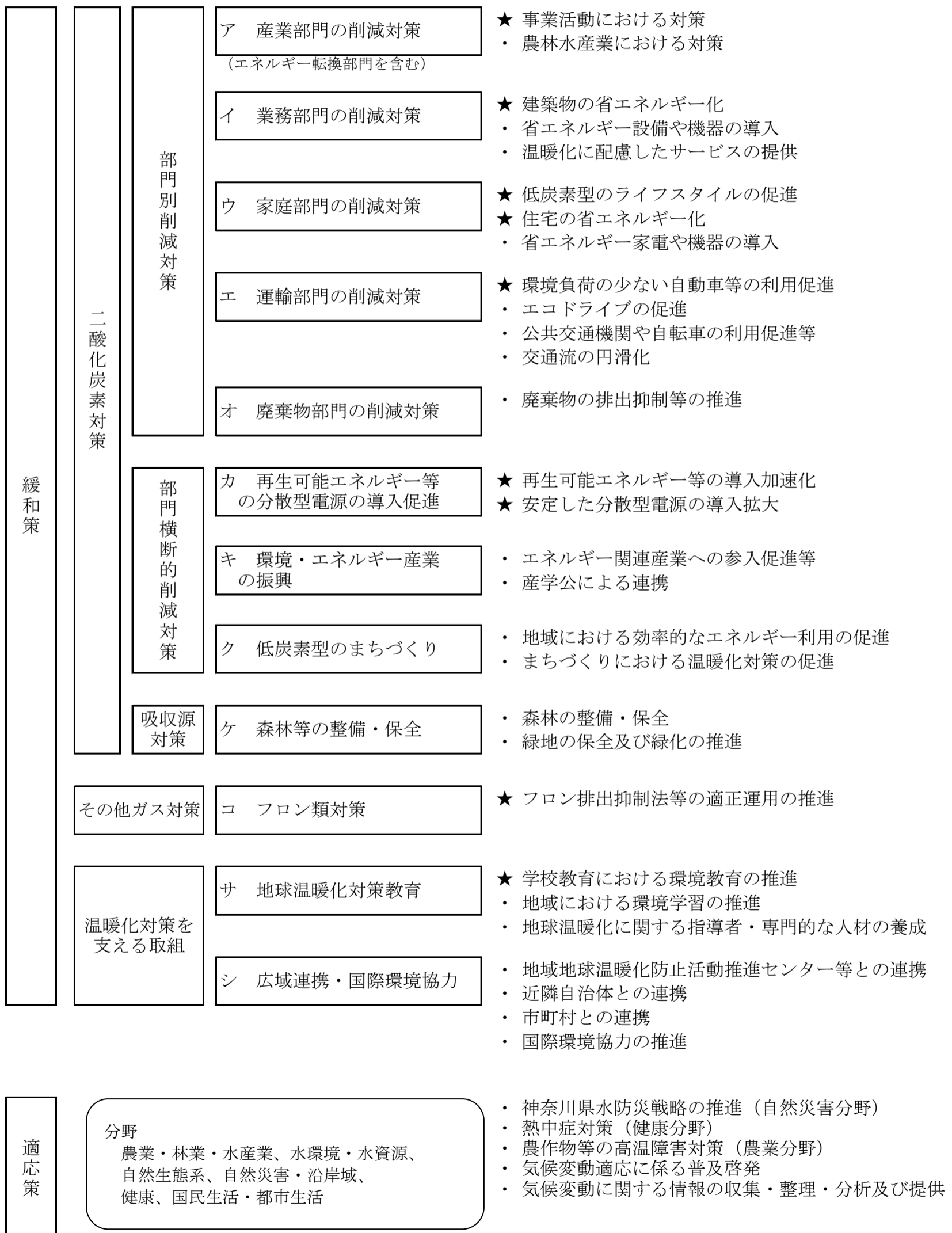
市町村への素案に対する意見照会

令和4年2月 環境農政常任委員会へ改定案を報告

3月 計画の改定

地球温暖化対策計画の施策体系

※ ★は、県が特に力を入れて取り組んでいく必要がある「重点施策」として位置づけたもので、2020年度の目標を設定している。



2021（令和3）年度以降の重点施策の数値目標

重点施策の数値目標		単位	実績値		目標値	目標値（暫定）		目標値設定の考え方
			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
ア 産業部門の削減対策	大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合	%	52.9	—	74.0	74.0	74.0	①に該当
イ 業務部門の削減対策	CASBEEによる評価について星4つ以上の評価の割合	%	18.3	24.1	30.0	30.0	30.0	①に該当
ウ 家庭部門の削減対策	マイエコ10（てん）宣言の宣言者数（個人累計） ※プラごみゼロ宣言バージョンの宣言者数を除く	人	254,994	276,721	250,000 ※達成済	318,000	341,000	②に該当 ※総合計画の数値目標を考慮
	ZEHの導入件数	件	1,991	2,620	35,000	50,000	65,000	②に該当 ※総合計画の数値目標を考慮
	住宅ストック全体のうち、全部または一部の窓に、二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅ストックの比率	%	24.1	—	30.0	30.0	30.0	①に該当
エ 運輸部門の削減対策	乗用車に占める次世代自動車の割合	%	20.5	—	30.0	30.0	30.0	①に該当
カ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進	県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合	%	15.7	—	25.0	25.0以上	25.0以上	②に該当 ※総合計画の数値目標を考慮
コ フロン類対策	代替フロン（HFCs）の排出量の2013年度比削減率	%	+44.3 ※数値は2017年度実績	—	△13.0	△13.0	△13.0	①に該当
サ 地球温暖化対策教育	NPO・企業との連携による環境・エネルギー学校派遣事業の受講者数	人	24,000	31,416	30,000 ※達成済	36,000	42,000	①に該当

＜目標値設定の考え方＞

- ① 原則、2020（令和2）年度の目標値を据え置く。なお、既に2020年度の目標を達成している場合は、その目標値設定の考え方を継続する。
- ② 総合計画や個別計画において、数値目標を設定している場合は、当該計画の目標等を考慮の上、目標値を設定する。

VI 鳥獣被害対策の取組について

県では、平成29年度に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置し、鳥獣被害対策に取り組んでいるが、鳥獣の捕獲数は増加傾向にあるものの、県内の農作物被害額は依然 2 億円程度で推移しており、また生活被害、人的被害件数は増加傾向にあるなど、被害の減少に至っていない。

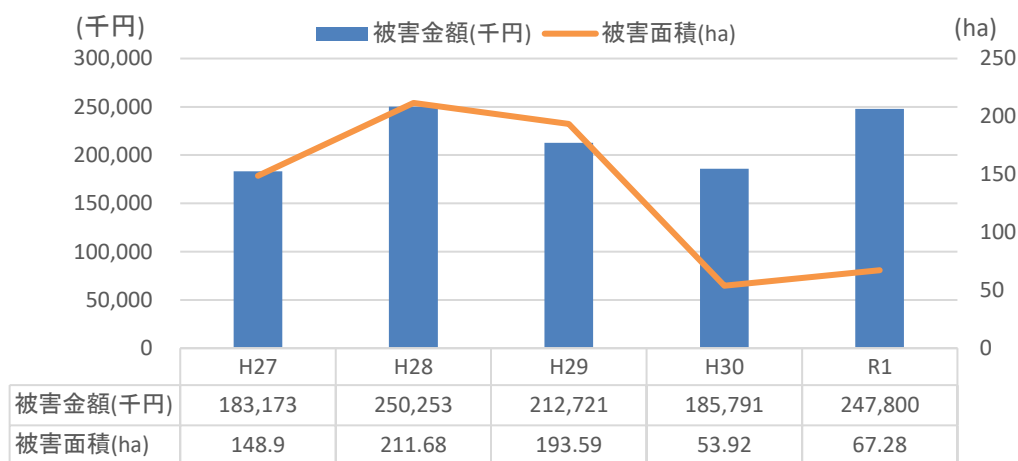
そこで、鳥獣被害対策について、これまでの取組状況や新たな取組について報告する。

1 鳥獣被害の状況等

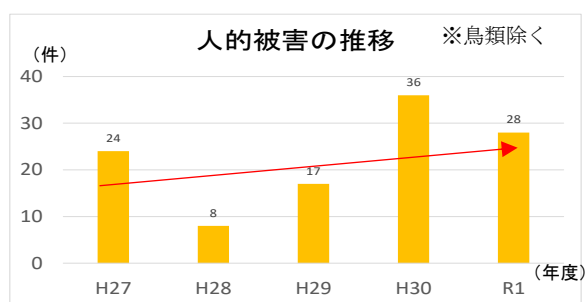
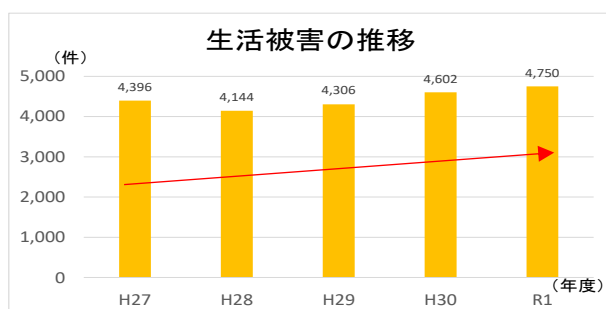
(1) 主な鳥獣の捕獲数の推移

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1
ニホンジカ	2,297 頭	2,851 頭	2,780 頭	2,645 頭	3,055 頭
ニホンザル	108 頭	139 頭	200 頭	145 頭	151 頭
イノシシ	1,520 頭	2,603 頭	2,196 頭	2,469 頭	3,883 頭

(2) 農作物被害額等の推移



(3) 生活・人的被害件数の推移



2 主な獣種ごとの取組状況等

(1) ニホンジカ

取組	平成29年3月策定「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」に基づき、管理捕獲や生息調査など実施。
成果	継続して捕獲している場所では生息密度は減少傾向、局所的には植生回復が見られる。

(2) ニホンザル

取組	平成29年3月策定「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき、群れごとの管理目標に従い、追い払いや捕獲などの対策を実施。
成果	令和2年12月までに丹沢地域個体群のうち（子易群、鳶尾群、大山群）、西湘地域個体群のS群、計4群の除去が完了。 被害状況や対策の実施状況の可視化のため、市町村へのGISの普及を進めた。

(3) イノシシ

取組	平成30年10月策定「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、生息分布拡大を抑制するための捕獲など対策を強化する他、狩猟期間の延長により捕獲を実施。
成果	技術的支援等の効果的な対策の推進や、生息状況のモニタリングの実施、生息分布拡大地域での捕獲等が図られた。また、令和元年度の捕獲数は前年比157%と大幅増となった。

(4) ツキノワグマ

取組	令和元年度の人里への大量出没を受けて、鳥獣被害対策支援センターがワンストップで現地対応を実施できるよう体制を整備（市町村、警察等関係機関の連絡網・夜間・休日対応含む）するなど、対応マニュアルを改正し対策を強化した。
成果	人里近くでの人身被害は、これまで発生していない。 （令和2年度は令和3年2月26日時点で学習放獣1頭、捕殺2頭）

3 「かながわ鳥獣被害対策支援センター」の取組状況等

(1) 取組

ア 「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援

- (ア) 重点取組地区における鳥獣の出没及び被害等の集落環境の把握
- (イ) 対策の計画策定及び対策への合意形成の支援
- (ウ) 対策実施における技術支援、効果検証

イ 個別対策の技術支援

- (ア) ニホンザルの管理に係る専門的な技術支援
- (イ) 指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業の実施
- (ウ) 新規性の高い対策技術の導入検討
- (エ) 講習会等への講師派遣及び普及啓発、個別対策に係る相談への助言

ウ 人材育成

- (ア) 地域リーダー育成、市町村職員等への研修
- (イ) 身近な相談役となる「かながわ鳥獣被害対策アドバイザー」の育成

(2) 成果

ア 「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援

県が地域ぐるみの対策の立ち上げを支援した地区（重点取組地区）では、地域主体での藪刈り、廃棄野菜・放棄果樹の除去等の意欲的な取組がなされ、一部の地区では被害面積や被害額が減少してきている。また、重点取組地区での対策の成果が周囲に伝わることで、隣接地域に取組が波及するといった効果も生じている。

<重点取組地区のうち被害が減少した地区>

年度	重点取組地区			農業被害面積が減少した地区	農業被害額が減少した地区	生活被害件数が減少した地区
	全体	うち農業被害のある地区	うち生活被害のある地区			
H29	6	5	1	5	4	1
H30	5	2	3	2	2	3
R元	7	6	3	4	4	3
計	18	13	7	11	10	7

イ 個別対策の技術支援

- (ア) ドローンやセンサーカメラを使った野生動物の痕跡や出没状況の調査等を進め、市町村が行う対策に要する負担を軽減した。

(イ) GPSを活用した鳥獣の行動分析や追い払い、ICTを活用した檻の監視など新技術の実証により、一部の地域において新技術を活用した対策を実施した。

(ウ) ICTを活用した罠の監視や、捕獲したい獣種専用の罠を使った効率的な捕獲技術の実証を行い地域での導入につなげた。

ウ 人材育成

(ア) 身近な相談役となる「かながわ鳥獣被害対策アドバイザー」を令和元年度末までに24名育成

(イ) 現場におけるわな捕獲等の技術指導により、狩猟免許取得者が増加。

(狩猟免許取得者数：平成28年度 3,935名⇒令和元年度 4,321名)

4 課題

(1) 主な獣種ごとの取組における課題等

ア ニホンジカ

課題	生息域の拡大や局所的な高密度化への対策を進める必要がある。
対応策	生息密度や植生の状況に応じた個体数調整を継続。定着防止区域である箱根山地で生息数が増加傾向、県による管理捕獲を強化する。

イ ニホンザル

課題	捕獲に偏った対策とならないよう、追い上げ、柵の設置等の防護対策を実施する必要がある。
対応策	GPS首輪を用いた効率的な追い上げなど、市町村等への技術的支援を継続する。

ウ イノシシ

課題	横須賀三浦地域では生息数が急増しており、個体数の減少及び生息分布域の縮小、定着防止が課題。さらに市街地への出没の増加による生活・人身被害の増加が懸念される。
対応策	生息分布の拡大を防止するため、葉山町二子山地区のうち、急峻な地形等により捕獲の空白地帯となっているエリアでの捕獲を継続する。 豚熱（CSF）まん延防止に向け、県央地域において、ICTを用いた捕獲強化事業を実施する。

エ ツキノワグマ

課題	今後も人里へ出没する可能性があるため、可能な限りクマの保護を図りつつ、住民の安全を最優先とした対策を行う必要がある。
対応策	人里へのクマの誘引要因の除去などの予防対策を継続する。

(2) 「かながわ鳥獣被害対策支援センター」の取組における課題

県では令和元年度までに指定した18の重点取組地区の立ち上げ支援を行ってきたが、高齢化・過疎化による担い手不足、地域をまとめるリーダーの不在、地域のコミュニティが希薄など、地域が抱える様々な課題により、農業被害額の減少につながっている地区は18地区中、10地区に留まっており、地域の課題を踏まえた新たな対策が必要となっている。

5 新たな取組

(1) 緊急的な対策

近年の多様化する鳥獣被害に対し、これ以上の被害拡大を防ぐため、緊急的な対策を実施する。

ア 捕獲の強化（有害鳥獣捕獲奨励金）

被害軽減に向けて捕獲対策を強化するため、シカやイノシシの捕獲実施者（農家から依頼を受けた猟友会員等）に対して、捕獲奨励金を交付する。

イ 防護の強化（広域獣害防護柵補修事業費補助）

イノシシなどの鳥獣の侵入を遮断し、被害を防ぐため、市町村が行う広域獣害防護柵の補修経費に対して、補助する。

ウ クマの被害防止の強化

人身被害の可能性のあるツキノワグマが里地に出没する際の迅速な情報伝達や捕獲等の対策を強化するため、通信機能付きセンサーカメラによる出没監視やDNA分析による出没個体情報の収集を行う。

(2) 県と市町村が一体となった対策の強化

高齢化や過疎化等による担い手不足など、市町村だけで解決できない課題に対して、地域に代わる多様な担い手・人材の確保など、県がさらに一歩踏み込んで、市町村と一体となった対策を検討し、地域の実情に応じた持続可能な体制・仕組みづくりを行っていく。

また、持続可能な体制・仕組みづくりに向けて、市町村が行うモデル

事業のスタートアップに必要な経費に対して補助する。

「市町村モデル事業」の具体例

対策のポイント
地域の特性や実態に合った持続可能な体制・仕組みであること

そのためには...

- ◇ 地元関係者のつながりを作ること（対策の基盤づくり）
- ◇ 地元関係者と多様な主体がWin-Winであること
- ◇ 発展性が期待できること（活動内容、地域振興など）

- 地域関係者と連携した対策
 - ・農協：農業被害対策全般、地域と多様な主体の連携窓口
 - ・被害を受けにくい農作物（ラッキョウなど）の生産・販売対策
 - ・猟友会：引退した猟犬等を活用した追い払い
 - ・酪農家：放牧牛によるやぶ化の抑制
- 大学等と連携した対策
 - ・専攻カリキュラムの野外実習としての防護対策
 - ・開発研究の一環としてのドローンやロボットを活用した鳥獣の追い払い
- 市民・ボランティアと連携した対策
 - ・市民による放置果樹のもぎ取りと放置果樹を使った商品開発
 - ・市民オーナーによる果樹園の管理
- 企業等と連携した対策
 - ・観光協会や交通関連企業と連携した体験ツアー等の企画
 - ・里山再生パートナー企業の募集

(3) 新たな取組のスケジュール（予定）

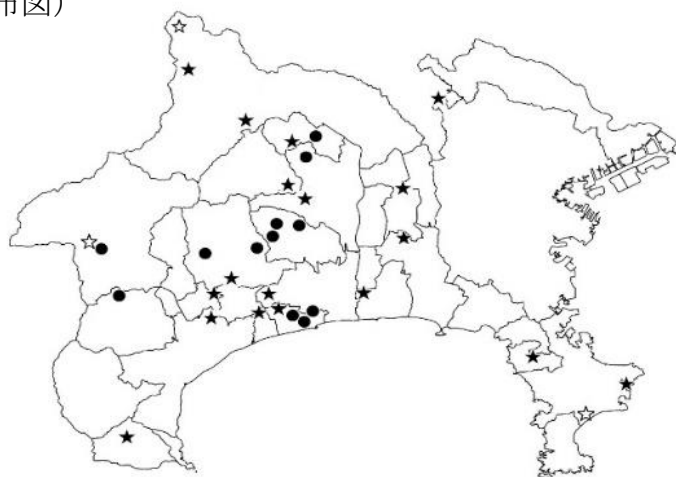
	R2	R3	R4	R5	R6
新たな取組み		(1)ア 捕獲の強化			
		(1)イ 防護の強化			
		(1)ウ クマの被害防止の強化			
		(2) 県と市町村が一体となった対策の検討			
		スタートアップ支援			

<参考> 重点取組地区について

(概要)

年度	地区数	地区名	主な対象鳥獣
29	6地区	葉山町二子山地区	イノシシ
		相模原市緑区名倉地区	イノシシ、シカ
		平塚市土沢地区	イノシシ、シカ
		茅ヶ崎市萩園地区(堤地区)	アライグマ(クリハラリス)
		二宮町一色地区	イノシシ、シカ
		大井町高尾地区	イノシシ、シカ、ハクビシン
30	5地区	横須賀市東浦賀町2丁目地区	サギ
		愛川町田代(平山)地区	イノシシ
		藤沢市葛原地区	ノウサギ等
		大磯町生沢・寺坂地区	イノシシ、ハクビシン等
		湯河原町鍛冶屋・城堀・宮下地区	イノシシ、サル
元	7地区	川崎市麻生区岡上地区	アライグマ、ハクビシン
		相模原市緑区鳥屋(とや)地区	イノシシ、サル、シカ
		厚木市小野、七沢、上古沢、下古沢、森の里地区	サル
		綾瀬市深谷上地区	アライグマ
		清川村金翅(こんじ)地区	イノシシ、サル、シカ
		秦野市平沢小原地区	イノシシ
		小田原市上曾我、曾我大沢地区	イノシシ、シカ
2	3地区	相模原市澤井、佐野川地区	サル、イノシシ
		横須賀市津久井地区	ノウサギ、ヒヨドリ等
		山北町清水、三保地区	サル
計	21地区		

(分布図)



凡例

- : H24年度～H28年度の取組地域
- ★ : H29～R元年度選定重点取組地区
- ☆ : R2年度選定重点取組地区

Ⅶ 第4期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」素案について

現行の第3期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「実行計画」という。）が令和3年度末に終了することから、第4期実行計画の策定に取り組んでおり、実行計画の骨子案について、令和2年12月の当常任委員会に報告した。このたび、骨子案に対する県民意見募集等を行い、第4期実行計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 経緯

県では、水源環境の総合的な保全・再生を図るため、平成17年11月に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」（以下「施策大綱」という。）及び実行計画に基づき、平成19年度から、個人県民税の超過課税等を財源として、充実・強化して取り組む特別対策事業を推進しているが、第3期実行計画は、令和3年度末に終了することから、次期実行計画を策定することとしている。

令和2年6月に水源環境保全・再生かながわ県民会議から『次期（第4期）「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書』が県へ提出され、令和2年12月から骨子案について県民意見募集や市町村への意見照会等を行った。

2 骨子案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 実施期間 令和2年12月18日～令和3年1月17日

イ 意見募集の周知

(ア) 記者発表

(イ) 県の窓口における配架

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、水源環境保全課等

(ウ) 県のホームページ等による情報提供

(2) 市町村への意見照会

令和2年12月18日～令和3年1月18日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 36件

イ 意見の内訳

内 容	市町村	県民	合計
(ア) 特別対策事業の内容修正・追加・削除について	3件	13件	16件
(イ) 記載内容の見直しについて	6件	6件	12件
(ウ) 制度設計、交付金要綱等について	0件	1件	1件
(エ) その他	1件	6件	7件
合 計	10件	26件	36件

ウ 意見の反映状況

内 容	市町村	県民	合計
(ア) 素案に反映した意見	1件	6件	7件
(イ) 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見	0件	3件	3件
(ウ) 今後の参考とする意見	1件	11件	12件
(エ) 素案に反映できない意見	8件	5件	13件
(オ) その他	0件	1件	1件
合 計	10件	26件	36件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 特別対策事業の内容修正・追加・削除について

a 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見

- ・ 山の崩壊を押さえる必要があるならば、水源環境保全税を活用して森林を迅速に復旧し、大切な水源林を保護すること。

b 今後の参考とする意見

- ・ 森林整備とシカの管理捕獲を連携して取り組むことが書かれているが、20年が終わってその後どうなるのだろうか。おそらくそこで取組を止めてしまえば、またシカが多くの下草を食べて土壌が流れてしまうので、大綱終了後も取組が継続できるような策を考えてほしい。

c 素案に反映できない意見


- ・ 水源林への県民理解を深めるため、例えばトレイルランやマウンテンバイク等のトライアルコースなど自然の山の地形を活かした利用ができるようにしてほしい。

- (イ) 記載内容の見直しについて
- a 素案に反映した意見
- ・ 「土砂崩壊防止機能を低下させない森林整備」という表現は、今までの整備方法が、土砂崩壊防止機能を低下させる整備であったかのような誤解を招く可能性があるので、表現の仕方を検討してほしい。
- (ウ) 制度設計、交付金要綱等について
- a 素案に反映できない意見
- ・ 水源の森は、国や県などが持っているものもあるが、私有のものもある。私有地は、所有者によって開発される可能性があるので心配である。県によって取得して、将来に渡って管理する方が心配ないと考える。そのために、財源が必要というならば、今の年額千円を3,000円に増額するなどの対応をすれば可能ではないか。
- (エ) その他
- a 今後の参考とする意見
- ・ 市民への補助金、イベント開催、毎年の監査、委員会もやられるようであり、そこそこの金額が使われているように見える。こういったものは、全く無くていいとは言わないが、必要最小限で良い。
 - ・ 「施策大綱」の時限到来後も引き続き、水源環境保全及び再生施策を推進し、その財源となる水源環境保全税を存続させることを要望する。

3 素案で新たに追加した主な事項

- (1) 骨子案に対する県民意見等を踏まえ、次のとおり追加した。
- ア 各特別対策事業の対象地域、ねらい、目標、事業主体、事業内容、事業費を記載した。
- イ 事業費は、調整中の「9 相模川水系上流域対策の推進」を除き、単年度平均63億6,400万円、うち新規必要額（充実・強化して取り組む特別対策の事業費）として43億4,600万円を見込む。

(2) 11の特別対策事業

第4期計画素案	
1	<p>水源の森林づくり事業の推進</p> <p>良質で安定的な水を将来にわたり確保するため、水源の森林エリア内の荒廃が懸念される私有林の状況に応じた適切な管理、整備を進めることで、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させ、「豊かで活力ある森林」を持続させる。</p> <p>① 水源林の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・確保面積 第4期計画 3,400ha (20年間の目標 25,800ha) <p>② 水源林の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・整備面積 第4期計画 14,500ha (20年間の目標 54,000ha) <p>③ かながわ森林塾の実施 新規就労者の育成 50人</p> <p><第4期計画の5年間計 12,731百万円 (単年度平均額 2,547百万円) ></p> <p><うち新規必要額 6,231百万円 (単年度平均額 1,247百万円) ></p>
2	<p>丹沢大山の保全・再生対策</p> <p>水源の保全上重要な丹沢大山を中心として、シカ管理による林床植生の衰退防止や衰退しつつあるブナ林等の再生に取り組むことで、森林土壌の保全や生物多様性の保全などの公益的機能の高い森林づくりを目指す。</p> <p>① 中高標高域におけるシカ管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・管理捕獲実施箇所 延べ150箇所 (30箇所/年)・ シカ捕獲実施者への奨励金交付 <p>市町村が行う水源保全地域でのシカ捕獲に対し、捕獲頭数に応じた奨励金を交付</p> <p>② ブナ林等の再生</p> <p>③ 県民連携・協働事業</p> <p><第4期計画の5年間計 1,546百万円 (単年度平均額 309百万円) ></p> <p><うち新規必要額 1,546百万円 (単年度平均額 309百万円) ></p>
3	<p>土壌保全対策の推進</p> <p>台風災害により発生した森林の崩壊地等において、これまでの土壌保全対策に加えて土木的工法も導入し、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壌保全対策の強化を図る。</p> <p>① 水源林の基盤の整備 (箇所数の増) 箇所数 80箇所</p> <p>② 中高標高域の自然林の土壌保全対策の実施 面積 47ha</p> <p>③ 高標高域の人工林の土壌保全対策の実施 面積 70ha</p> <p><第4期計画の5年間計 1,826百万円 (単年度平均額 365百万円) ></p> <p><うち新規必要額 1,826百万円 (単年度平均額 365百万円) ></p>

4 間伐材の搬出促進

間伐材の搬出を支援し、有効利用を図ることで、森林所有者自らが行う森林整備を促進し、水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進める。

また、併せて、間伐材等の森林資源を有効利用することにより、民間主体の持続的・自立的な森林管理の確立を目指す。

① 間伐材の搬出支援 事業量の増 130,000 m³ (26,000 m³/年)

② 生産指導活動の推進 事業量 50箇所

効率的な搬出方法やICTなどを活用した生産効率の向上等の生産指導を支援

〈第4期計画の5年間計 1,411百万円 (単年度平均額 282百万円)〉

〈うち新規必要額 1,411百万円 (単年度平均額 282百万円)〉

5 地域水源林整備の支援

荒廃が懸念される地域水源林において、市町村が主体的に取り組む森林整備などを推進することで、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させる。

① 市町村が実施する私有林の確保・整備

・確保面積 575ha (20年間の目標の見直し 3,500ha)

・整備面積 1,350ha

② 市町村有林の整備 整備面積 380ha

③ 森林所有者が実施する間伐の促進 (県) 整備面積 50ha

(20年間の目標の見直し 700ha)

〈第4期計画の5年間計 3,333百万円 (単年度平均額 667百万円)〉

〈うち新規必要額 3,333百万円 (単年度平均額 667百万円)〉

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

水源として利用している河川において、生態系による自然浄化や水循環の機能を高めることで、水源水質の維持・向上を目指す。

① 生態系に配慮した河川・水路の整備 工事箇所数の減 5箇所

② 効果的な河川・水路の整備についての事例集作成

〈第4期計画の5年間計 1,067百万円 (単年度平均額 213百万円)〉

〈うち新規必要額 947百万円 (単年度平均額 189百万円)〉

7 地下水保全対策の推進

地下水（伏流水、湧水を含む）を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を促進し、良質で安定的な地域水源の確保を図る。

- ① 地下水保全計画の策定
- ② 地下水かん養対策
- ③ 地下水汚染対策
- ④ 地下水モニタリング

〈第4期計画の5年間計 597百万円（単年度平均額 119百万円）〉

〈うち新規必要額 577百万円（単年度平均額 115百万円）〉

8 生活排水処理施設の整備促進

富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水（窒素・リン）の流入や相模川水系・酒匂川水系への未処理の生活排水の流入を抑制することにより、県内水源保全地域の生活排水対策を総合的に推進し、水源環境の負荷軽減を図る。

- ① 公共下水道の整備促進
- ② 一般家庭等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進
- ③ 事業所等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進
- ④ 一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進

目標： 県内水源保全地域の生活排水処理率 97.6%

うちダム集水域の生活排水処理率 83.8%

〈第4期計画の5年間計 8,008百万円（単年度平均額 1,601百万円）〉

〈うち新規必要額 4,556百万円（単年度平均額 911百万円）〉

9 相模川水系上流域対策の推進（調整中）

相模川水系全体の流域環境保全に向け、山梨県との共同事業により、県外上流域における水源環境の保全・再生を図る。

- ① 森林整備
 - ・ 荒廃森林再生事業
 - ・ 広葉樹の森づくり推進事業
- ② 生活排水対策
 - ・ 桂川清流センター（下水処理施設）において、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施 放流水の目標全リン濃度 0.6mg/l

〈第4期計画の5年間計 調整中（単年度平均額 調整中）〉

〈うち新規必要額 調整中（単年度平均額 調整中）〉

<p>10 水環境モニタリングの実施</p> <p>「順応的管理」の考え方に基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図る。</p> <p>① 森林のモニタリング調査 ② 河川のモニタリング調査 ③ 情報提供 ④ 酒匂川水系上流域の現状把握</p> <p>〈第4期計画の5年間計 1,095 百万円（単年度平均額 219 百万円）〉 うち新規必要額 1,095 百万円（単年度平均額 219 百万円）〉</p>
<p>11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み</p> <p>水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映させ、県民が主体的に事業に参加し、県民の意志を基盤とした施策の展開を図る。</p> <p>① 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等 水源環境保全・再生施策の総合的評価の一つとして経済評価を実施</p> <p>② 市民事業等の支援</p> <p>〈第4期計画の5年間計 208 百万円（単年度平均額 42 百万円）〉 うち新規必要額 208 百万円（単年度平均額 42 百万円）〉</p>
<p>事業費合計（調整中を除く）</p> <p>〈第4期計画の5年間計 31,822百万円（単年度平均額 6,364百万円）〉 うち新規必要額 21,730百万円（単年度平均額 4,346百万円）〉</p>

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月	実行計画素案について県民意見募集 県民会議に実行計画素案を報告し、意見聴取 自治基本条例に基づく県と市町村との協議
6月以降	環境農政常任委員会へ実行計画案の報告 県税条例改正案の提出 実行計画の策定、公表

《参考資料2》

第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（素案）

第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画素案の概要

1 実行計画の基本事項

- (1) 計画の目的 将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進する。
- (2) 計画期間 令和4年度から令和8年度まで（2022～2026年度）の5年間
- (3) 対象事業 主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組
- (4) 対象地域 ダム集水域を中心とする県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域

2 構成内容

項目	第4期計画素案
はじめに	○これまでの経緯 ○第4期計画(素案)の構成
第1章 5年間の取組 の進め方	1 水源環境保全・再生の取組の基本認識 (1) 水源環境保全・再生施策の位置付け (2) 水源環境の保全・再生に向けた施策の取組主体 2 計画の基本事項 (1) 計画の目的 (2) 計画期間 (3) 対象事業と対象地域
第2章 水源環境の保 全・再生に向 けた特別の対 策	1 第3期計画までの成果と課題、第4期計画における特別の対策 (1) これまでの取組の成果と課題 (2) 県民会議による総合評価と意見 (3) 第4期計画の考え方 2 第4期計画における特別の対策事業の内容 ○特別対策事業の体系図 ○11の特別対策事業 対象地域、ねらい、目標、事業主体、事業内容、事業費、対象地域図、第3期計画までの成果と課題、第3期計画までの事業実績

第3章 事業費と財源 措置	1 「第4期実行5か年計画」の事業費及び新規必要額 2 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考 え方
参 考	○次期（第4期）「かながわ水源環境保全・再生実行5か 年計画」に関する意見書

3 第4期実行計画事業費

単位：百万円（5年間計）

事 業 名	第3期計画		第4期計画	
	事業費	うち新規 必要額	事業費	うち新規 必要額
1 水源の森林づくり事業の推進	12,875 (2,575)	6,244 (1,249)	12,731 (2,547)	6,231 (1,247)
2 丹沢大山の保全・再生対策	1,252 (250)	1,252 (250)	1,546 (309)	1,546 (309)
3 土壌保全対策の推進	1,310 (262)	1,310 (262)	1,826 (365)	1,826 (365)
4 間伐材の搬出促進	1,550 (310)	1,550 (310)	1,411 (282)	1,411 (282)
5 地域水源林整備の支援	2,865 (573)	2,865 (573)	3,333 (667)	3,333 (667)
6 河川・水路における自然浄化 対策の推進	1,490 (298)	1,490 (298)	1,067 (213)	947 (189)
7 地下水保全対策の推進	396 (79)	396 (79)	597 (119)	577 (115)
8 生活排水処理施設の整備促進	6,169 (1,234)	3,483 (697)	8,008 (1,601)	4,556 (911)
9 相模川水系上流域対策の推進	190 (38)	190 (38)	(調整中)	(調整中)
10 水環境モニタリングの実施	1,040 (208)	1,040 (208)	1,095 (219)	1,095 (219)
11 県民参加による水源環境保 全・再生のための仕組み	230 (46)	230 (46)	208 (42)	208 (42)
合計（調整中は除く）	29,367 (5,873)	20,050 (4,010)	31,822 (6,364)	21,730 (4,346)

() 内は単年度平均